

## 伊豆の国市市章の使用に関する取扱要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、市章、市の花・木（平成18年伊豆の国市告示第157号）に定める伊豆の国市の市章（以下「市章」という。）を市以外の者が使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(承認の基準)

**第2条** 市章の使用は、その目的が公共性及び公益性を有し、かつ、次の各号のいずれにも該当しない場合に限り承認するものとする。

- (1) 特定の政治、思想又は宗教の活動に使用されるおそれのある場合
- (2) 営利目的で使用されるおそれのある場合（市の施策の推進及び市の情報発信に特に有益であると認められる場合を除く。）
- (3) 市の名誉を傷つけ、又は信用を失墜させるおそれのある場合
- (4) 法令及び公序良俗に反するおそれのある場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、承認することが不相当と認められる場合

(申請)

**第3条** 市章を使用しようとする者は、あらかじめ市長に別記様式による伊豆の国市市章使用承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

(承認)

**第4条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、承認の可否を決定し、その旨を申請した者に通知するものとする。

2 市長は、前項の承認に際して、必要により条件を付することができる。

(承認の取消)

**第5条** 市長は、承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、第4条の規定による承認を取り消すことができる。

- (1) 第2条の規定による承認の基準を満たさなくなったとき。
- (2) 前条第2項において付した承認の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請により承認を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消すときは、その旨を承認した者に通知するものとする。

(補則)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。